

居宅介護（介護予防）支援事業者の指定等について

居宅介護（介護予防）支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項において市町村が指定すると規定されております。

下記事業所について、運営法人から指定申請があり、新たに指定をしたものです。

〔新規〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定年月日	備考
1	ケアプラン 善庵 ～よしあん～	習志野市 東習志野 5-5-5	株式会社 ゼンコー	居宅介護 支援	令和5年 9月1日	